

埼玉県環境影響評価技術指針

新旧対照表

新	旧																
<p>別表1 調査・予測・評価の項目</p> <div data-bbox="219 475 1099 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 1 大気質に係る有害物質等とは、「大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)」(以下「大気汚染に係る環境基準」という。)に定める物質(浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。)及び「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第四号)」(以下「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」という。)に定める物質、</p> </div> <p>別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域</p> <table border="1" data-bbox="219 911 1099 1034"> <thead> <tr> <th>根拠となる法律又は条例</th> <th>指定地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</td> <td>鳥獣保護区</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項</p> <table border="1" data-bbox="219 1150 1099 1347"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とし</td> <td>1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に</td> </tr> </tbody> </table>	根拠となる法律又は条例	指定地域等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	区分	配慮事項	生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とし	1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に	<p>別表1 調査・予測・評価の項目</p> <div data-bbox="1140 475 2020 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 1 大気質に係る有害物質等とは、「大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)」(以下「大気汚染に係る環境基準」という。)に定める物質(浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。)及び「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第四号)」(以下「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」という。)に定める物質、</p> </div> <p>別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域</p> <table border="1" data-bbox="1140 911 2020 1034"> <thead> <tr> <th>根拠となる法律又は条例</th> <th>指定地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</td> <td>鳥獣保護区</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項</p> <table border="1" data-bbox="1140 1150 2020 1347"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とし</td> <td>1 レッドリスト(環境庁)、さいたまレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。</td> </tr> </tbody> </table>	根拠となる法律又は条例	指定地域等	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	鳥獣保護区	区分	配慮事項	生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とし	1 レッドリスト(環境庁)、さいたまレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。
根拠となる法律又は条例	指定地域等																
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区																
区分	配慮事項																
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とし	1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に																
根拠となる法律又は条例	指定地域等																
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	鳥獣保護区																
区分	配慮事項																
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とし	1 レッドリスト(環境庁)、さいたまレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。																

て留意されるべき配慮事項

努めること。

て留意されるべき配慮事項

新

- 第2 各論
- 1 大気質
- (2) 調査
- イ 調査方法
- (ア) 大気質の測定方法
- d 窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等
大気汚染に係る環境基準、ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法
- 4 悪臭
- (2) 調査
- イ 調査方法
- (ア) 臭気指数又は臭気濃度
「臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等（平成14年埼玉県告示第604号）」に定める測定方法
- 5 水質
- (2) 調査
- イ 調査方法
- (ア) 公共用水域の水質測定方法
水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める
- (イ) 底質の測定方法
「底質調査方法について（昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知）」その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

旧

- 第2 各論
- 1 大気質
- (2) 調査
- イ 調査方法
- (ア) 大気質の測定方法
- d 窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等
大気汚染に係る環境基準、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準その他の環境庁の告示又は通知に定める測定方法
- 4 悪臭
- (2) 調査
- イ 調査方法
- (ア) 臭気指数又は臭気濃度
「臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「埼玉県公害防止条例の規定に基づく悪臭の測定方法（昭和54年埼玉県告示第593号）」に定める測定方法
- 5 水質
- (2) 調査
- イ 調査方法
- (ア) 公共用水域の水質測定方法
水質汚濁に係る環境基準その他環境庁の通知に定める測定方法
- (イ) 底質の測定方法
「底質調査方法について（昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知）」その他の環境庁の通知に定める測定方法

(ウ) 地下水の水質の測定方法
地下水の水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める

(ウ) 地下水の水質の測定方法
地下水の水質汚濁に係る環境基準その他環境庁の通知に定める測定方法

新	旧
<p>7 土壌 (2) 調査 イ 調査方法 既存資料の収集又は現地調査により行う。 現地調査による土壌の測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の制度を有する測定方法による。</p> <p>10 動物 (2) イ 調査方法 既存資料の収集又は現地調査により行う。 保存すべき種の状況の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種その他の貴重種及び地域住民その他の人との関わりのある種に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種を抽出し、現地調査により行う。</p> <p>11 植物 (2) イ 調査方法 既存資料の収集又は現地調査により行う。 保存すべき種及び保存すべき群落の状況等の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種並びに地域住民その他の人との関わりのある種及び群落に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種及び保存すべき群落を抽出し、現地調査により行う。</p>	<p>7 土壌 (2) 調査 イ 調査方法 既存資料の収集又は現地調査により行う。 現地調査による土壌の測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準その他環境庁の通知に定める測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の制度を有する測定方法による。</p> <p>10 動物 (2) イ 調査方法 既存資料の収集又は現地調査により行う。 保存すべき種の状況の調査については、レッドリスト(環境庁)・さいたまレッドデータブック掲載種その他の貴重種及び地域住民その他の人との関わりのある種に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種を抽出し、現地調査により行う。</p> <p>11 植物 (2) イ 調査方法 既存資料の収集又は現地調査により行う。 保存すべき種及び保存すべき群落の状況等の調査については、レッドリスト(環境庁)・さいたまレッドデータブック掲載種並びに地域住民その他の人との関わりのある種及び群落に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種及び保存すべき群落を抽出し、現地調査により行う。</p>